

託送料金相当額について

託送料金相当額とは、お客さまへのガスの供給に必要となる費用で、本町の供給施設（道路内に埋設されている導管等）の利用料金に相当する金額です。

託送料金相当額の計算方法については、下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容については、「託送供給約款」をご確認ください。

◇家庭用のお客さま向け（一般料金）の場合

下表の適用区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスの使用量）」の合計に消費税等相当額を加えた金額が、託送料金相当額となります。

$$\text{託送料金相当額} = (\text{定額基本料金} + \text{従量料金単価} \times \text{使用量}) \times (1 + \text{消費税率})$$

託送供給料金表（平成 29 年 4 月 1 日実施）

（消費税抜き）

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
料金表 A	0 m ³ ～40 m ³ まで	300.00	33.00
料金表 B	40 m ³ を超え～300 m ³ まで	400.00	30.50
料金表 C	300 m ³ を超える場合	1,141.00	28.02

【計算例】 使用量 44 m³/月（料金表 B が適用）、消費税率 8% の場合

$$\text{託送料金相当額} = (400.00 \text{ 円} + 30.50 \text{ 円} \times 44 \text{ m}^3) \times 1.08 = 1,881 \text{ 円} \text{ (1 円未満切捨て)}$$